

「保護預り規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1. (保護預り品の範囲)</p> <p>(1) この保護預りでは、封緘預り（預け主が、封筒に保護預けするものを収納し封印をしたうえ、当該封緘された封筒を保護預り品として当行に預ける形態のものをいいます。以下、同じ。）では次に掲げる①から⑤のものを、開封預り（封緘預りの方法によることなく、預け主が保護預けするものを保護預り品として当行に預ける形態のものをいいます。以下、同じ。）では次に掲げる①、②のものを、それぞれお預りします。</p> <p>① ～⑤ （現行通り）</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。</p> <p>(3) この保護預りでは、つぎに掲げるものをお預りすることができません。</p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) <u>保護預りの契約の締結または利用等に当たっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保護預り品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) 保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用さ</p>	<p>1. (保護預り品の範囲)</p> <p>(1) この保護預りでは、封緘預り（預け主が、封筒に保護預けするものを収納し封印をしたうえ、当該封緘された封筒を保護預り品として当行に預ける形態のものをいいます。以下、同じ。）では次に掲げる①から⑤のものを、開封預り（封緘預りの方法によることなく、預け主が保護預けするものを保護預り品として当行に預ける形態のものをいいます。以下、同じ。）では次に掲げる①、②のものを、それぞれお預りします。</p> <p>① ～⑤ （省略）</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、<u>危険物など当行又は第三者に損害を与えるおそれがあるもの、変質・変形のおそれがあるものなど、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。</u></p> <p>(3) <u>（新設）</u></p> <p>2. <u>（新設）</u></p>

「保護預り規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p><u>れることを防ぐため、預り時のカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただくことがあります。</u></p>	
<p><u>3. ～ 9.</u> (現行通り)</p>	<p><u>2. ～ 8.</u> (省略)</p>
<p><u>10.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この保護預りは、<u>第 11 条</u>第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 11 条</u>第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの申込をおことわりするものとします。</p>	<p><u>9.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この保護預りは、<u>第 10 条</u>第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 10 条</u>第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの申込をおことわりするものとします。</p>
<p><u>11.</u> (解約等) (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預り証書をご利用のときは、証書裏面下部の受領証欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出し、また、保護預り通帳をご利用のときは、当行所定の保護預り品受取証用紙に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに提出し、保護預り品を引取ってください。なお、この保護預りの証書・通帳または印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 7 条</u>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとり保護預り品を引取ってください。 ①～④ (現行通り) ⑤ <u>預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主</u></p>	<p><u>10.</u> (解約等) (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預り証書をご利用のときは、証書裏面下部の受領証欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を提出し、また、保護預り通帳をご利用のときは、当行所定の保護預り品受取証用紙に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに提出し、保護預り品を引取ってください。なお、この保護預りの証書・通帳または印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 6 条</u>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとり保護預り品を引取ってください。 ①～④ (省略) ⑤ (新設)</p>

「保護預り規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

u003c/divu003e

改定後	改定前
<p><u>名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑥ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑦ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑧ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(4) <u>第1項から第3項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延した場合は、当行は、開封預りのときは保護預り品を、また、封緘預りのときは開封のうえ保護預り品の内容物を、別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、封緘預りのときは、当行は開封際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。</u></p> <p>(5) (現行通り)</p> <p><u>12. ~15.</u> (現行通り)</p> <p><u>16.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、<u>金融情勢の状況の変化</u>その他相当の事由がある場合</p>	<p>⑥ (新設)</p> <p>⑦ (新設)</p> <p>⑧ (新設)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>前3項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延した場合は、当行は、開封預りのときは保護預り品を、また、封緘預りのときは開封のうえ保護預り品の内容物を、別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、封緘預りのときは、当行は開封際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。</u> これらに要する費用は預け主の負担とします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p><u>11. ~14.</u> (省略)</p> <p><u>15.</u> (規定の変更等)</p> <p>(1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に</p>

「保護預り規定」 新旧対照表

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p> <p>(2) (現行通り)</p>	<p>反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p> <p>(2) (省略)</p>